

東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日 提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年東村山市条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 公職選挙法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 6 6 号）の公布に伴い、東村山市議会議員の選挙における選挙運動用のビラの作成を公費負担の対象とするため、本案を提出するものであります。

東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年東村山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東村山市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（東村山市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東村山市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東村山市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

東村山市議会議員及び東村山市長の
選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

旧 条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、東村山市議会議員及び東村山市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（東村山市長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者（東村山市長の選挙の場合に限る。）は、第8条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。